

## 7 外国人の増加に対する取組の強化について

人口減少による働き手や社会の担い手不足が顕在化するなど、社会環境が厳しさを増す中、外国人の活躍が地域社会に活力をもたらすことが期待されており、育成就労制度の創設などにより、就労目的の外国人及びその家族などを中心に、今後も更なる増加が見込まれている。

一方で、言葉による意思疎通が十分にできないことや、文化や生活習慣の違いなどへの理解が進まないことから、外国人と日本人との間で同じ地域住民としてのつながりが生まれず、外国人が孤立したり、トラブルが発生するなど、様々な問題が生じている。

また、学校においては、日本語指導が必要な外国人児童生徒等が増加傾向にあり、使用言語も多様化するとともに、日本人を含めた中高生全体と比べ、進学率が低く、高校中退率も高い状況にある。

こうした児童生徒が将来、社会の一員として自立して暮らしていけるようにするためには、当該児童生徒の文化的な背景にも配慮したきめ細かな日本語指導・支援が必要である。

地方自治体においては、これまでも地域の実情に合わせ外国人との共生の取組を進めてきたところであるが、外国人の受入れや外国人との共生については、我が国全体の課題であることから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

### 1 地域での共生の促進

日本人と外国人が共に安心して暮らすためには、外国人が、日本の社会制度や生活する上でのルールを正しく理解し、法令等を遵守することが前提となることから、国が主体となり、外国人が日本で共生するために必要な日本語や日本の文化、生活ルールなどを学ぶ仕組みを整備し、在留資格などに応じて全国的に共通した水準の能力や知識を身につけられるようにすること。

加えて、幼少期から多くの文化に触れる国際保育の環境を整え、地域での共生の促進を図ること。

## 2 「外国につながる子ども」への日本語指導等の充実

日本語指導体制の充実のため、日本語指導等を行う教員の定数の改善等を図るとともに、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」について、予算の拡充及び補助率の引上げを図ること。

また、日本語指導が必要な外国人児童生徒等の文化的な背景にも配慮しながら日本語指導を行うことができる、専門性の高い教員等の計画的な育成と配置のための予算措置を講じること。

こうしたことに関し、国として、体制整備等の対応方針を示すとともに、都道府県等が財源を負担することのない具体的方策を講じること。

## 3 地方自治体が行う多文化共生施策への支援

### (1) 地域日本語教育の実施に係る支援の充実

外国人が地域社会で円滑に生活するためには、地域の状況に応じた日本語教育を推進することが重要であるが、そのための「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」については、所要額が十分に措置されていない。

ついては、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において必要な予算額を確保すること。

### (2) 一元的相談窓口の設置・運営及び体制の強化

外国人が抱える困りごとは、在留資格・言葉の問題や、文化・習慣の違いなどにより、複雑で複合的なものであることから、外国人に寄り添った一元的相談窓口の設置・運営及び体制を強化する必要がある。

国では「外国人受入環境整備交付金」により地方自治体の取組を支援しているが、令和7年度は、当該交付金の人件費の算定方法の見直し等

に加え、国の予算総額の減額が行われたことで、地方自治体の財政負担の増加が生じており、こうした状況が続けば、必要な相談体制の縮小を招きかねない。

については、現場の実情を踏まえ、必要な相談体制が維持確保できるよう、制度の見直しを行うとともに、必要な予算を十分に確保すること。

#### 4 適切な出入国在留管理の徹底

日本人と外国人が共に安心して暮らすためには、適切な出入国在留管理により、外国人が適法に滞在することが前提となる。

しかしながら、不法滞在の外国人の多くが関東地方で稼働しているのが実情であり、こうした状況が続けば、労働市場、治安など様々な分野に影響を及ぼすことが懸念される。

については、不法滞在に対し、国の責任において適切な出入国在留管理を徹底すること。

また、相互査証免除協定に基づき入国し、難民等認定申請を正当な理由なく繰り返す外国人が滞在を継続することによって 地方自治体にしわ寄せが及んでいる事例も見られることから、必要に応じ相互査証免除協定の停止も検討すること。